

## 平成18年度「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)」公募要領

### 1. 事業の背景・目的

#### 〔背景〕

大学等の個性化・多様化や国際競争力の強化などが求められる中、大学等における教育の質の充実や世界で活躍し得る人材の養成は重要な課題となっています。そのため、学生等の海外の大学院等での学位取得や専門分野の研究の実施など、各大学における教育の国際化の取り組みを一層促進していく必要があります。

#### 〔目的〕

「長期海外留学支援」は、大学が実施する海外留学の取組みにより学生等を長期間海外の大学院等に派遣し、学位取得や専門分野の研究を行わせることなどにより、国際社会への貢献等に資する人材の養成及び我が国の大学の国際競争力の強化等の大学教育の改革を一層促進させることを目的としています。

### 2. 事業の概要

#### (1) 募集の対象

- ① 大学としてのビジョンをもとに学長のマネジメント体制のもと、国公立大学(短期大学は除く)が計画する組織的な取組みを対象とします。
- ② 大学としての海外留学推進の理念・計画及び実施体制を踏まえ、学生等を海外の大学院等に派遣し、学位取得や専門分野の研究を行わせることにより学生等の能力の向上を図り、大学の教育の国際化に資する等の大学教育の改革を目的とし、別紙1-1の条件を全て満たすこととします。
- ③ 取組み単位は、学内等で選考会を実施し、その選考結果を踏まえた大学全体で行う取組みとします。

#### (2) 事業の申請者

事業の申請は、大学の設置者から行ってください。また、複数の大学が共同して行う取組みの場合にあっては、主となる一つの大学が代表して申請してください。

#### (3) 申請件数

本プログラムの申請可能件数は、各大学から1件とします。ただし、取組みのなかで何名を派遣するかについては問いません。

#### (4) 支援内容について

大学が実施する取組み中、①派遣学生に必要な(1)授業料、(2)奨学金、(3)航空賃及び②大学が取組みを実施するために必要な経費を支援します。支援内容についての詳細は別紙2-1を参照してください。

なお、本プログラムについては、取組みの内容等を考慮し、原則として2～3年間に限度に複数年の財政支援を予定しています。

### 3. 選定方法

本プログラムの選定は、有識者・専門家等で構成される「大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)選定委員会」において行われます。

選定方法等の概要は、別添1「平成18年度 大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)審査要項」を参照してください。

### 4. 申請に当たっての留意事項

#### (1) 申請書類

別添2「平成18年度 大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)申請書(作成・記入要領)」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、設置者(法人の長)から文部科学大臣あてに提出してください。

なお、申請書は記載もれの事項がないように十分留意してください。記載もれ等があった場合は、選定対象とされないこともあります。

#### (2) 提出方法

申請書類は、郵送又は持参のいずれかの方法により下記まで提出してください。

- ・提出期限 平成18年1月20日(金) 17時必着
- ・提出部数 30部
- ・提出先 〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1  
文部科学省高等教育局学生支援課外国留学係  
大学教育の国際化推進プログラム選定委員会事務局
- ・その他 郵送にあたっては、配達証明が可能な方法(配達記録、小包、簡易書留等)を用い、封筒等の表に朱書きで「長期海外留学支援」と記載の上、余裕をもって発送してください。

#### (3) その他

提出された申請書については、作成・記入要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。また、提出された申請書について、不備がある場合、選定対象とされないことがあります。

提出された申請書は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにして下さい。

## 5. その他の留意事項

### (1) 応募学生等への面接日程

応募学生等への面接日程については、書面審査の結果通知の際にお知らせします。

(2月中旬に通知予定)

### (2) 選定結果の通知

選定された大学には設置者(法人の長)あて選定結果を通知します。(3月下旬を予定)

### (3) 公表

申請状況及び選定結果(選定事業の内容等を含む)についてはホームページ等を用いて公表する予定です。なお、選定された大学にあつては、事業完了後、速やかに成果等を公表することを義務とします。

また、文部科学省において事業推進のための事業を行う場合、選定された各大学にご協力いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。その際の作成物に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

### (4) 派遣プロジェクトに対する経費措置

大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)では、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています。(私立とは設置者が学校法人のものに限ります)

ただし、選定された取組みが、他のプログラム又は他の補助金等により経費措置(以下「他の経費措置」という。)されている場合は、本プログラムからの経費措置を受けることはできません。

取組みを申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理したうえで、事業内容及び「事業に要する経費」を作成してください。

経費の範囲、申請等についての詳細は、文部科学省ホームページに掲載の交付要綱等を参照してください。

## 6. 問い合わせ先

<問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

文部科学省高等教育局学生支援課外国留学係(文部科学省仮庁舎6階)

電話:03-5253-4111(内線3028)

FAX:03-6734-3394

HP:<http://www.mext.go.jp>

大学教育の国際化推進プログラム(長期海外留学支援)の対象となるための条件

1. 大学のプログラムの実施体制に関するもの

- (1) 帰国後に派遣学生の留学成果を当該大学の教育の国際化等の改善に活用できる体制がとられていること。
- (2) 派遣中の学生の学習状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (3) 派遣中の学生からの相談等に適切に対応する体制がとられていること。
- (4) 派遣中の学生から6ヶ月に一度、その学習・研究状況を、原則として派遣先が発行する成績証明書及び派遣先指導教員作成の留学評価書によって大学に報告させる体制がとられていること。

※ 上記、留学評価書で指導教員が、派遣期間中の派遣学生の学位取得又は研究達成可能性が無いと判断した場合は、速やかに文部科学省へ報告するとともに、当該派遣学生を本プログラムによる支援の対象外とすること。

2. 派遣学生本人に関するもの

(1) 募集分野

i) 「修士」又は「博士」の学位取得を目的とする者:

派遣先で「修士」又は「博士」の学位取得が可能な分野（芸術の実技分野を除く）

ii) 「アジア諸国等における専門の研究」を行うことを目的とする者:

アジア諸国等において専門の研究を行うことが可能な分野

(2) 派遣対象国・地域

i) 「修士」又は「博士」の学位取得を目的とする者:

(1)の募集分野において学位取得可能な高等教育機関を有する国・地域

ii) 「アジア諸国等における専門の研究」を行うことを目的とする者:

別紙1-2 参照

※ ただし、派遣先の国・地域の情勢から留学が困難と認められる場合は、当該派遣学生を本プログラムによる支援の対象外とすることがある。

(3) 派遣期間: 「修士」の学位取得を目的とする者: 2年以内

「博士」の学位取得を目的とする者: 原則3年以内

「アジア諸国等における専門の研究」を目的とする者: 2年以内

(4) 派遣開始時期: 平成18年4月以降

(注1) 正規課程開始前の語学研修期間等は派遣期間には含めない。

(注2) 学位取得を目的とする者は、平成19年3月31日までに、学位取得のための正規課程での学習を開始すること。

(注3) 面接試験に合格した者は、各自で派遣を希望する大学等から「入学許可」を取得するとともに、留学に必要な「査証」を取得すること。「入学許可」もしくは「査証」の取得に日数

を要したことにより、平成18年度中(平成19年3月31日まで)の学習・研究開始が不可能となった場合は、派遣学生候補者の資格を失う。

(5) 派遣対象機関: 派遣先の正規の高等教育機関

※ 各申請大学において派遣先の機関が正規の高等教育機関であることを確認すること。

(6) 申請資格:

1) 次の①～③のいずれかに該当すること。

- ① 派遣期間終了後、大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や人類への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有すること。
- ② 派遣期間終了後、国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有すること。
- ③ 派遣期間終了後、その他の機関において、上記①②に類する活動を行う意思を有すること。

2) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者

3) 平成18年4月1日現在の年齢が次のとおりであること。

- ① 「修士」の学位取得を目的とする者: 28才未満
- ② 「博士」の学位取得を目的とする者: 31才未満
- ③ 「アジア諸国等における専門の研究」を目的とする者: 35才未満

4) 大学を卒業し「学士」の学位を有していること。(見込みを含む)

5) 派遣時に大学、企業等に常勤・非常勤を問わず雇用されていないこと。

6) 申請締め切り日から過去2ヶ年以内に受験した英語能力または語学能力が、次の水準以上であること。

① 派遣先での使用言語が英語である者:

- ア. TOEFLの得点がPBT(Paper-Based-Test) 600点、CBT(Computer-Based-Test) 250点、IELTS7.0 (Academic Module) 以上であること。
- イ. 派遣先が求める語学能力が上記ア以上である場合は、派遣先が求める語学能力以上であること。
- ウ. ただし、派遣先が求める語学能力が、上記ア未満であると具体的点数で明示されている場合は、TOEFLの得点がPBT500点、CBT173点以上、又はIELTS5.0 (Academic Module) 以上で、派遣先大学が明示している語学能力以上であること。

② 派遣先の使用言語が英語以外である者:

- ア. 派遣先で求める語学能力が具体的点数として明示されている場合は、派遣先が明示する語学能力以上であること。
- イ. 派遣先が求める語学能力について具体的点数が明示されていない場合は、派遣先で学位取得又は専門分野の研究遂行に十分な語学能力を有すると認められること。

7) 学業成績が次の水準以上であること。

- ① 「修士」の学位取得を目的とする者: 申請様式別添別紙3の計算式によって算出された学部在籍時の成績評価係数が2.45以上であること。
- ② 「博士」の学位取得を目的とする者: 申請様式別添別紙3の計算式によって算出された修士課程在籍時の成績評価係数が2.45以上であること。
- ③ 「アジア諸国等における専門の研究」を目的とする者: 申請様式別添別紙3の計算式によって算出された成績評価係数が、学部卒業者は学部在籍時の成績評価係数が、修士課程修了者は修士在籍時の成績評価係数が、博士課程修了者は博士在籍時の成績評価係数が2.45以上であること。

8) 派遣先での取得学位が、応募者の取得済み学位と同分野、同レベルでないこと。

9) 派遣先での勉学に耐えられる健康状態であること。

(4). 注意事項その他

- 1) 海外留学に関する情報収集等に当たっては、公的な留学情報機関である「独立行政法人日本学生支援機構留学情報センター」や海外でのトラブル防止に役立つ世界の治安情勢や滞在中の留意点などの安全情報を提供している外務省の「海外安全相談センター」の情報提供サービスを活用すること。
  - 2) 応募学生等は「修士」の学位取得、「博士」の学位取得、「アジア諸国等における専門の研究」のいずれか一つを選択して出願すること。
  - 3) 「アジア諸国等における専門の研究」を目的とする者においては、派遣先の事情によっては、村落調査等、大学等を離れて行う活動が制限されたり、研究内容によっては査証の取得が困難なことがあるので、あらかじめ十分調べた上で研究内容を作成すること。
  - 4) 派遣学生は、帰国の日から1ヶ月以内に留学報告書及び取得学位記(学位取得を目的とする者のみ)の写しを申請大学へ提出すること。
  - 5) 派遣学生が、下記の事項に該当した場合には、当該派遣学生を本プログラムによる支援の対象外とする。
    - ① 申請資格に掲げる条件を備えなくなったとき
    - ② 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
    - ③ 申請のあった「派遣先」「専攻分野」と異なる「派遣先」「専攻分野」で留学していると認められたとき
    - ④ 派遣目的達成の見込みがないと判断されたとき
    - ⑤ 派遣学生たるにふさわしくない行為があったとき
    - ⑥ その他、上記以外の事項により派遣の中止が適当であると認められたとき
- ※ 上記に該当し派遣が中止された場合、それまでに受給した奨学金等の返還を命ずることがある。
- 6) 派遣中は安全管理、健康管理に努め、不慮の事故や災害に対しては事故の責任で対応すること。

以上

「アジア諸国等における専門の研究」を目的とする者の派遣対象国

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、ロシア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオナ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、スワジランド、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、ルワンダ、レソト

(注)派遣対象国の大学等への派遣であることに留意すること

大学教育の国際化推進プログラム（長期海外留学支援）の支援内容

大学が実施する取組み中、①派遣学生に必要な（１）授業料、（２）奨学金、（３）航空賃および②大学が取組みを実施するために必要な経費を支援する。

①派遣学生に必要な経費（以下の金額は予定額であり、変更される可能性がある）

（１）授業料

大学等の正規課程で「修士」又は「博士」の学位取得に必要な授業料（保険料等の各種経費は除く）中、年間1万米ドル相当以下の実費額と1万米ドル相当部分を超える実費額については文部科学省が派遣学生の所得基準に基づき決定した金額を支給。なお、支給金額には上限額が設定される。また「アジア諸国等における専門の研究」を目的とする者に対して授業料は支給しない。

- 1) 授業料支給額を決定するため、派遣学生の前年所得に係る「所得基準」を設定。  
    (所得基準) 「修士」の学位取得を目的とする者：541万円  
                「博士」の学位取得を目的とする者：614万円
- 2) 1万米ドル相当以下の授業料実費額（保険料等の各種経費は除く）は、「所得基準」にかかわらず支給。
- 3) 1万米ドル相当を超える授業料実費額（保険料等の各種経費は除く）は、
  - ① 平成16年中の派遣学生の所得（配偶者を有する場合は本人及び配偶者の所得（ただし定職所得に限る）の合計）が、「所得基準」内の場合は、上限額内の実費額を支給。
  - ② 平成16年中の派遣学生の所得（配偶者を有する場合は本人及び配偶者（ただし定職所得に限る）の所得の合計）が、「所得基準」を超える場合は、授業料実費額から、「派遣学生の平成16年所得」と「所得基準」の差を差し引いた額を、文部科学省が定める支給上限額内で支給。

(計算例A：授業料実費額8千米ドル、取得希望学位「修士」、本人収入600万円の場合)

授業料が1万米ドル以下であるため、「所得基準」にかかわらず8千米ドルを支給。

(計算例B：授業料実費額1万3千米ドル、取得希望学位「修士」、本人収入552万円の場合)

本人収入が「所得基準」を超えるため、授業料実費額から「本人収入」と「所得基準」の差を差し引く。

(授業料実費額) (「本人収入」－「家計基準」の差)

{1万3千米ドル－(552万円－541万円)=11万円：差：1千米ドルとする}

1万3千米ドルー1千米ドル=1万2千米ドル  
1万2千米ドルを支給

- 4) 派遣期間中の授業料支給額についても上記にしたがい決定する。(「所得基準」「支給上限額」については、変更する可能性がある。)

(2) 奨学金

月額175,000円～105,000円の奨学金(留学先地域により支給金額は異なる:別紙2-2参照)。

(3) 往復航空賃

派遣学生の居住地の最寄の国際空港から派遣先大学等の最寄の国際空港までの間の往復下級航空賃(国際空港までの移動経費は除く)。

②大学が取組み実施するために必要な経費

経費の範囲についての詳細は文部科学省ホームページに掲載の交付要綱等を参照すること。

## 派遣先地域による奨学金月額

地 区	奨学金額(円)	地域名・都市名
指定都市	175,000	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
甲地方	140,000	<b>北米、欧州、中近東</b> (アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) <b>(主な都市)</b> ボストン、シアトル、アンカレッジ、ホノルル、シカゴ、ニューオリンズ、ヴァンクーバー、トロント、モントリオール、アムステルダム、コペンハーゲン、フランクフルト、マドリッド、チューリッヒ、ブラッセル、ローマ、ハンブルグ、ウィーン、エルサレム
乙地方	122,000	指定都市、甲地方、乙地方、丙地方以外の地域 <b>(主な都市)</b> ソウル、ジャカルタ、マニラ、バンコク、ヤンゴン、クアラルンプール、プラハ、ブダペスト、ソフィア、タシケント、サンクトペテルブルク、シドニー、メルボルン、ウェリントン
丙地方	105,000	<b>アジア</b> (インドシナ半島 (シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く)、 <b>中南米、アフリカ</b> <b>(主な都市)</b> 北京、上海、台北、メキシコシティー、リマ、サンパウロ、リオデジャネイロ、ブエノスアイレス、カイロ、ナイロビ、ケープタウン

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。